

56 『明月記』の鍼灸

寺川華奈

日本鍼灸研究会

日本の古代から中世にかけての医学や鍼灸は、隋唐

医学の強い影響のもとに形成されたものである。そのことは制度的には「大宝律令」医疾令に、著作としては丹波康頼の『医心方』によく現れている。他方、それらは医療行政や医学の規範ではあっても、当時の実際の医療の状況をそのまま示すものではない。隋唐医学の摂取と日本化を経て確立した律令体制の医学のものと、どのような医療が行われていたかは、当時の史料に基づいて検討されなくてはならない。そのような観点から、これまで古代から中世にかけての重要史料である『玉葉』や『吾妻鏡』に見られる鍼灸関連の記事を検討してきたが、今回は更にこれらと時代を同じくする『明月記』を検証する。

『明月記』三巻は、『新古今和歌集』の選者として有名

な歌人・藤原定家（一一六二～一二四二）の日記であるが、平家の滅亡や承久の乱といった歴史の変革期の社会の有様を詳細かつ文学的筆致で記した、鎌倉時代有数の史料でもある。その記述の精確さから天文学の資料としても重視され、自筆本の筆跡としての評価も高い。

定家一九歳の治承四（一一八〇）年から筆を興し、嘉禎元（一二三五）年に至る五六年間の記述の中で、鍼灸に関しての記載が初出するのは建仁二（一二〇二）年九月五日の項である。

「典葉頭来、依招請也、加艾点【割注…引驚駭】、今日七ヶ所許灸、依人神憚。」

この典葉頭とは和氣時成で『玉葉』建久八（一一九七）年三月二一日の項にも「召時成灸頭、昨日有憚、猶今日灸、百余」と記されている人物である。

嘉禎元年の閏六月九日までの三三年間に五十五日分の鍼灸関連記事が見られるが、その記載内容は、①施術方法（鍼灸の別、灸の場合はその壮数など）、②施術部位、③対象となった病證、④施術主体の各側面から

大まかに整理することができる。

古代・中世においては灸治療が主流であったものの、時成により二回(目)、貞基により二回(齒)、心実房により一回(齒)、心寂房により二回(足)、金蓮房により一回(指)の鍼施術が見られる。貞基は権侍医典薬助で、『皇国名医伝』には、父・和氣貞経が文暦元(一二三四)年に四條帝の脚氣に対して、諸医に反し灸治療を不可としたところ、帝は卒に癒えた、というエピソードが記されている。後三者は民間医(僧医)で、その経歴などは不明であるが、前二者の施術が「加鍼」とのみ記されているのに対して、「以鍼刀刺」、「以鍼出其水」などのように鍼の外科的用法が具体的に示されているのが特徴である。

灸治療に関しては、施灸壮数は六壮(一回)、七壮(二回)、八壮(二回)、一一壮(二回)、二五壮(一回)、三一壮(二回)、三十余壮(一回)となっており、施術部位は左手(九回)が最も多く、次いで腹・肩・腑(三回)、臂(二回)、股・膝・頭(一回)となっている。穴名としては風枝(肢)と胃管の三回を筆頭に、鳩

尾・巨闕・徳鼻・三里・上連・絶骨・大衝がそれぞれ一回ずつ見られる。

定家は生涯多病に苦しんだが、鍼治療の対象となつたのは、①眼瞼・齒肉・顔面の腫れ、②手足の指における水疱や関節の腫脹(瀉法)であるのに対し、施灸の場合は、多発した咳病よりも、脚氣(中風)やその痛みなどの治療が中心となっている。

『明月記』に見える鍼灸関連の記載からは、時代とともに人神を重視した『医心方』の医学の影響が薄れ、僧医の活躍が盛んとなった過渡期の医療状況がよくうかがえる。こうして始まった日本中世の医学は、宋元版の医学書の渡来による典拠医書の変遷を経て、鎌倉後期における新たな医学の展開を迎えるのである。